

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 内藤加代子 同 高子賢
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルディング2階 弁護士法人 大江橋法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成21年7月30日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	3
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 松屋
証券コード	8237
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東証1部

【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ザ・エスエフピー・バリュー・リアライゼーション・マスター・ファンド ・リミテッド (The SFP Value Realization Master Fund Ltd.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ユグランド・ハウス、私書箱309GT エム・アンド・シー・コーポレート・サービシーズ・リミテッド内
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

2 【提出者(大量保有者) / 2】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ジーエーエス(ケイマン)リミテッド (G.A.S (CAYMAN) LIMITED)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージ・タウン、私書箱1043GT ドクター・ロイズ・ドライブ69、カレドニアン・ハウス
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

3 【提出者(大量保有者) / 3】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	マネージド・アカウント・インベストメンツ・エスピーシー (Managed Account Investments, SPC)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランドケイマンKY1-1108、サウス・チャーチ・ストリート、私書箱1234、クイーンゲートハウス
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成21年7月21日(変更報告書No.10に対する訂正報告書)
訂正理由	委任状の追完
訂正前	提出者(大量保有者)3の委任状 添付なし
訂正後	提出者(大量保有者)3の委任状 添付のとおり